

○岡山県放置違反金の納付命令及び徴収等に関する規則

平成18年 5 月19日

公安委員会規則第 9 号

改正 平成19年 6 月15日公安委員会規則第 10号 平成19年 9 月28日公安委員会規則第15号

平成21年 3 月24日公安委員会規則第 6 号 平成25年12月24日公安委員会規則第 4 号
平成28年 3 月29日公安委員会規則第 5 号 平成31年 4 月19日公安委員会規則第 4 号
令和 2 年12月18日公安委員会規則第10号 令和 3 年 3 月 5 日公安委員会規則第 5 号
令和 8 年 5 月29日公安委員会規則第 8 号

岡山県放置違反金の納付命令及び徴収等に関する規則を次のように定める。

岡山県放置違反金の納付命令及び徴収等に関する規則

(通則)

第 1 条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の 4 第 4 項の規定により岡山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が納付を命ずる放置違反金（以下「放置違反金」という。）の納付命令、督促及び滞納処分並びに延滞金の徴収等に関しては、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(放置違反金の納付命令)

第 2 条 放置違反金の納付命令は、放置違反金納付命令書（様式第 1 号）により行うものとする。

2 前項の放置違反金納付命令書において指定する納付の期限は、当該放置違反金納付命令書を発した日の翌日から起算して14日目に当たる日とする。ただし、当該納付の期限の日が岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下この項及び第 4 条第 2 項において「休日」という。）に当たる場合は、その日後において休日でない最初の日を納付の期限とする。

3 法第51条の 4 第18項の規定による放置違反金の納付命令の公示送達は、放置違反金納付命令公示送達書（様式第 2 号）により行うものとする。

4 前項の放置違反金納付命令公示送達書において指定する納付の期限は、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 第 3 項の規定により書類の送達があったものとみなされる日の翌日から起算して14日目に当たる日とする。

5 第 2 項ただし書の規定は、前項の納付の期限について準用する。

(納付命令の取消し)

第3条 放置違反金の納付命令を取り消す場合は、放置違反金納付命令取消兼還付通知書（様式第3号）により行うものとする。ただし、放置違反金及び法第51条の4第13項後段に規定する延滞金（以下「放置違反金等」という。）に相当する金額の還付を伴わない場合は、放置違反金納付命令取消通知書（様式第4号）により行うものとする。

2 法第51条の4第18項に規定する放置違反金等に相当する金額の還付の公示送達は、放置違反金納付命令取消兼還付公示送達書（様式第5号）により行うものとする。ただし、放置違反金等に相当する金額の還付を伴わない場合は、放置違反金納付命令取消公示送達書（様式第6号）により行うものとする。

（弁明書の提出）

第4条 法第51条の4第6項の規定による書面での通知は、弁明通知書（様式第7号）により行うものとする。

2 前項の弁明通知書において指定する弁明書の提出期限は、当該弁明通知書を発した日の翌日から起算して14日目に当たる日とする。ただし、弁明書の提出期限が休日であるときの当該弁明書の提出期限は、その日後において休日でない最初の日とする。

3 法第51条の4第7項前段の規定による弁明通知書の公示送達は、弁明通知公示送達書（様式第8号）により行うものとする。

4 前項の弁明通知公示送達書において指定する弁明書の提出期限は、法第51条の4第7項後段の規定により通知があったものとみなされる日の翌日から起算して14日目に当たる日とする。

5 第2項ただし書の規定は、前項の弁明書の提出期限について準用する。

（仮納付金の返還）

第5条 法第51条の4第12項の規定による書面での通知は、仮納付金返還通知書（様式第9号）により行うものとする。

（督促）

第6条 法第51条の4第13項前段の規定による督促は、督促状（様式第10号）により行うとともに、督促状送付票兼滞納金整理票（様式第11号）を作成するものとする。

2 前項の督促状の発送は、第2条において指定する放置違反金の納付の期限後20日以内に行うものとする。

3 第1項の督促状によって指定する納付の期限は、督促状を発した日から起算して10日目に当たる日とする。

4 法第51条の4第18項に規定する督促状の公示送達は、督促状公示送達書（様式第12号）

により行うものとする。

- 5 前項の督促状公示送達書において指定する納付の期限は、地方税法第20条の2第3項の規定により書類の送達があったものとみなされる日から起算して10日目に当たる日とする。

- 6 第2条第2項ただし書の規定は、第3項及び前項の納付の期限について準用する。
(延滞金)

第7条 放置違反金について法第51条の4第13項前段の規定による督促をした場合においては、次に掲げる場合を除き、当該放置違反金の額に、納付の期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その金額に年14.5パーセント（納付の期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。

- (1) 放置違反金の納付命令を受けた者が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害により納付の期限までに納付できなかったとき。

- (2) 前号のほか、放置違反金の納付命令を受けた者が納付の期限までに納付することができなかったことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

- 2 延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

- 3 第1項に定める年当たりの割合は、じゅん年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(滞納処分)

第8条 放置違反金及び放置違反金に係る延滞金の滞納処分に関する事務は、警察職員のうちから公安委員会が指定したものに行わせる。

- 2 前項の規定による指定を受けた職員が滞納処分を行うときは、徴収職員証（様式第13号）を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による指定を受けた職員は、その資格を失ったときは、直ちに徴収職員証を公安委員会に返還しなければならない。

(放置車両に係る照会)

第9条 法第51条の5第2項の規定による市区町村への照会は、車両使用者等照会書（様式第14号）により行うものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成18年6月1日から施行する。

(延滞金の割合等の特例)

第2条 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

2 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

附 則（平成19年6月15日公安委員会規則第10号）

この規則は、平成19年7月2日から施行する。

附 則（平成19年9月28日公安委員会規則第15号）

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成21年3月24日公安委員会規則第6号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月24日公安委員会規則第4号）

(施行期日)

1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の附則第2条第1項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の岡山県放置違反金の納付命令及び徴収等に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成28年3月29日公安委員会規則第5号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月19日公安委員会規則第4号）

この規則は、平成31年5月1日から施行する。

附 則（令和2年12月18日公安委員会規則第10号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の附則第2条第1項の規定は、延滞金のうち令和3年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月5日公安委員会規則第5号）

（施行期日）

第1条 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規則による改正前の次に掲げる規則に定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

〔略〕

(5) 岡山県放置違反金の納付命令及び徴収等に関する規則

〔略〕

2 旧様式による用紙については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和8年5月29日公安委員会規則第8号）

（施行期日）

第1条 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規則による改正前の岡山県放置違反金の納付命令及び徴収等に関する規則に定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。